

京都市告示第184号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年 6月12日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上久世石見 上里線	南区久世殿城町431番地地先から	旧	メートル 27.50	メートル 4.65 ~ 5.70
	同町441番地の1地先まで	新	27.50	5.20 ~ 7.26

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
油掛通	伏見区横大路三栖泥町跡町13番地地先内	旧	メートル 26.70	メートル 5.70 ~ 6.77
		新	26.70	11.06 ~ 11.80

久世79号線	南区久世殿城町442番地の2地先内	旧	3.00	9.60 ~ 21.40
		新	2.50	10.60 ~ 20.30

(建設局土木管理部道路明示課)